

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 7 回乳・乳製品部会

日時 : 2006 年 3 月 27 日 (月) ～4 月 1 日 (土)

場所 : クイーンズタウン (ニュージーランド)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案及び関連文書案 (ステップ 7)
(a)	チーズ一般規格セクション 2 「製品の定義」に関する改正案
(b)	無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案
(c)	脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案
(d)	加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案
(e)	チェダーチーズ (C-1) 規格改訂案
(f)	ダンボーチーズ (C-3) 規格改訂案
(g)	乳清チーズ規格改訂案
4.	コーデックス規格原案及び関連文書原案 (ステップ 4)
(a)	エダムチーズ (C-4) 規格改訂原案
(b)	ゴードチーズ (C-5) 規格改訂原案
(c)	ハヴァーティーチーズ (C-6) 規格改訂原案
(d)	サムソーチーズ (C-7) 規格改訂原案
(e)	エメンタルチーズ (C-9) 規格改訂原案
(f)	ティルジターチーズ (C-11) 規格改訂原案
(g)	サンポーランチーズ (C-13) 規格改訂原案
(h)	プロボローネチーズ (C-15) 規格改訂原案
(i)	カッテージチーズ (C-16) 規格改訂原案
(j)	クロミエチーズ (C-18) 規格改訂原案

(k)	クリームチーズ（C-31）規格改訂原案
(l)	カマンベールチーズ（C-33）規格改訂原案
(m)	ブリーチーズ（C-34）規格改訂原案
(n)	モッツァレラチーズ規格改訂原案
(o)	発酵乳飲料条項のテンプレート原案 発酵乳飲料についての新規作業策定に関する討議資料
(p)	デイリースプレッド規格原案
(q)	プロセスチーズ規格原案
(r)	乳・乳製品モデル輸出証明書原案
5.	発酵乳製品規格のための食品添加物リスト
6.	規格化されていない乳製品の名称に関する討議資料
7.	クリーム・調製クリーム規格の添加物リスト改正に関する討議資料
8.	その他の事項及び今後の作業
(a)	乳・乳製品分析及びサンプリング法（IDF/ISO/AOAC 作業部会報告）
9.	次回の開催日時及び開催地
10.	報告書の採択

第 7 回乳・乳製品部会(CCMMP)の主な検討議題

日時：2006 年 3 月 27 日（月）～4 月 1 日（土）

場所：クイーンズタウン（ニュージーランド）

主要議題の検討内容

議題 3 コーデックス規格案及び関連文書案（ステップ 7）

a) チーズ一般規格セクション 2 「製品の定義」に関する修正案

前回の部会において、チーズの定義について、チーズは「乳タンパク質の凝固により製造される」ことに関し、その凝固を担保するための一つの基準として製品中の最低タンパク質含有量の設定について議論されたが、意見が集約されず、今回の部会において再度議論することとされた。

修正案では数値は示さず、「チーズのタンパク質含有率は原料のタンパク質含有率より明確に高い」という案が示されている。我が国としては修正案の定義においてチーズ製造にタンパク質の凝固が必要であることが担保されるよう対処したい。

議題 4 コーデックス規格原案及び関連文書原案（ステップ 4）

o) 発酵乳飲料条項のテンプレート原案

前回の部会において、規格原案の修正がなされるとともに、新規規格とするか、既存の発酵乳規格の改訂とするか議論がなされた。

今回の部会では、起草グループより、本作業の進め方についての提案がなされ、起草グループが提出した修正原案について検討される。我が国としては従来より規格設定の迅速化の観点から、既存の発酵乳規格を維持した上で、サブカテゴリーとして発酵乳飲料条項を組み入れるべきとの主張を行っているところであり、引き続き同じ立場で対処したい。

q) プロセスチーズ規格原案

前回の部会では、国際酪農連盟（IDF）が作成した原案を基に検討された結果、製品説明やプロセスチーズの製造に使用される原料について更に議論が必要との観点から、本規格原案をステップ 2 へ戻し、起草グループを設置し規格原案を検討することが合意された。

今回の部会においては、IDF をリーダーとした起草グループが作成した修正原案について議論される。

我が国は、これまで消費者に誤解を与えないという基本的な立場から、製品の

中でチーズが原料として占める割合が最大となるよう主張してきており、原案にも反映されているが、この文言が更に担保されるようコメントを提出したところである。我が国の意見が反映されるよう対処したい。

議題 5 発酵乳製品規格のための食品添加物リスト

前回の部会で審議がなされたが、内容精査の必要性からステップ3として各国意見が求められた。米国をリーダーとした起草グループが作成した食品添加物リスト等について検討がなされる。我が国は、発酵乳製造において法規制に従い既に使用実績があり、かつ、コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）に収載されている添加物について、リストに掲載されるようコメントを提出しているところである。右コメントの技術的正当性を主張しつつ、我が国の意見が採用されるよう対処したい。